

南アルプス登山シェアタクシー旅行条件書（国内募集型企画旅行）

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

<本旅行条件書の意義>

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行をお申し込みされる場合、当社はおお客様が下記事項を承諾されたものとみなします。

- (1) この旅行は丸茂自動車有限会社（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、Eメール、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅行を管理することを引き受けます。
- (4) この旅行は契約締結後であっても、乗車人員により旅行代金の変動します。
- (5) この旅行には添乗員は同行いたしません。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 所定の申込画面に所定の必要事項を記入して送信してください。
- (2) 契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発信し、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (3) 当社は、当社が提携するクレジット会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）2,000円のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に、Eメール、電話、その他の通信手段により旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結します。

ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

また、下山便をお電話でご予約された場合は除きます。

3. 申込み条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当社か

らご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- (3) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日に提携会社の通信契約、及び現金にてお支払いいただきます。

5. 通信契約により、旅行契約の締結をされる旅行条件

- (1) 当社が提携する提携会社の会員より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、ホームページによる旅行のお申し込みを受けます。(以下、「通信契約」といいます。)
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を提携会社に通知していただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨をEメールで承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (5) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第2項3号に記載の申込金」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (6) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (7) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は取消料と同額の違約料を申し受けます。

6. 旅行代金について

旅行代金は出発日の利用人数により変動します。

- (1) 利用人数が増加した場合、料金を減額します。
- (2) 利用人数が減少した場合、料金を増額します。

但し、旅行開始日の1日前以降は料金の増額は致しません。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) タクシー代金及び消費税
- (2) お荷物はお1人様登山用ザック1つとし、サイズは120リットルまでと致します。

8. 旅行代金に含まれないもの

前7項ほかは旅行代金に含まれません。次のとおり例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- (2) クリーニング・電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 旅行日程中の入場料金・交通費
- (4) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（交通費等）
- (5) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。
この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ当社に提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとし、なお、当社は交替をお断りする場合があります。

10. お客様による旅行契約の解除

お客様は、いつでも下記で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

- (1) 旅行開始日の前日17時まで 無料
- (2) 旅行開始日の前日17時以降 40%
- (3) 旅行開始日の当日 50%
- (4) 旅行開始後又は無連絡不参加 100%
- (5) 申込者がお1人しか居らず相乗りが成立しない場合で他の交通機関（登山バスなど）へ変更される場合。

但し、Web ページからキャンセルをしていただくか、電話連絡していただきます。

11. 当社による旅行契約の解除・催行中止

- (1) お客様が当社のあらかじめ明示した旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (2) お客様が第3項のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- (4) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

- (5) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (7) 著しい交通混雑のため列車、バス等公共交通機関の出発時刻に間に合わないとき。
- (8) 経路上の道路に天災、気象状況、工事等による通行止めがあるとき。

12. 当社の責任及び免責

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。

ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- (2) 当社はおお客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。

ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ① 天災、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④ 自由行動中の事故
- ⑤ 食中毒
- ⑥ 盗難
- ⑦ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更により到着が遅延し旅行に参加できない場合

但し、10分を限度に待機いたしますが、10分を経過した場合は取けしとさせていただきます。また、待機中にシェアが成立した場合も取り消しとさせていただきます。

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はおお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社に申し出なければなりません。

14. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金等を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金をあらかじめ定める額を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、免許証、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

15. 募集型企画旅行実施可能区域

松川町・大鹿村・高森町・豊丘村・飯田市・中川村・飯島町・伊那市

《旅行企画・実施》

長野県知事登録旅行業 第地域-585 号
丸茂自動車有限会社・南信州旅タクツアー
国内旅行業務取扱管理者 片桐 博

〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 1584 番地 7

TEL 0265-36-3333 FAX 0265-36-5083

E-mail:info@marumotaxi.com/

URL:https://www.marumotaxi.com/